

## ■個人情報の共同利用

事業主と共同で実施する健康診断や健康保険組合連合会(健保連)との共同事業「高額医療給付に関する交付金交付事業」については、事業主・健保連と個人情報を共同で利用します。

### 1. 事業主と共同で行う健康診断

〔共同利用目的〕

健康診断等の事業を共同して行い、被保険者に対して健診結果にもとづく事後指導等を効果的に行うため

〔共同利用する個人情報の項目〕

生活習慣病予防健診、人間ドックの受診者の氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、氏名コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診日、健診実施機関名、健診実施機関所在地、相談指導内容・所見

### 2. 健保連との共同事業

〔共同利用目的〕

当健保組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部について健保連から交付をうけるため

〔共同利用する個人情報の項目〕

診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。レセプト)のコピーと患者氏名・性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した書類